○標準貨物自動車運送約款（平成三年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第二百十号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
　第一節　運送の引受け（第三条―第五条）
　第二節　運送の申込み及び引受け（第六条―第十七条）
　第三節　積付け（第十八条）
　第四節　貨物の受取及び引渡し（第十九条―第二十六条）
　第五節　指図（第二十七条・第二十八条）
　第六節　事故（第二十九条―第三十一条）
　第七節　運賃、料金等（第三十二条―第三十八条）
　第八節　責任（第三十九条―第四十二条）
　第九節　運送引換券（第四十三条―第四十六条）
第三章　損害賠償又は損害賠償の請求等（第四十七条―第五十四条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別積合せ貨物運送を行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の締結する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款によらない事項については、法令又は一般の慣習によります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店が、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又はウェブサイトに掲載します。

（運送の責任）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた運賃、料金（以下「運賃等」という。）を収受して貨物の運送を行います。ただし、船舶又は航空機による運送については、この限りでありません。

（引渡期間）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送運送期間　貨物を受け取った日を含む二日

二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

三　集配期間　集貨及び配達に要する時間として、一日

2　前項第二号の輸送距離については、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

3　この運送約款において貨物の重量は、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

（運送の区間別等を明らかにする場合）

第六条　当店は、荷送人（第七条第一項の運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が運送の区間を定めるときに当たり、運送及び積卸しの区間別その他必要な事項を明らかにしなかった場合は、荷送人にとって最も有利な取扱いをするところによって、当該貨物の運送を決定します。

（荷造り）

第七条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の段階別等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

2　当店は、荷造りが不十分であるときは、必要な荷造りを要求します。

3　当店は、荷造りが十分でない貨物があっても、他の貨物に対し損害を与えるおそれがあるときは、その運送を引き受けることがあります。

（外装表示）

第八条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認める事項については、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二　品名

三　個数

四　その他運送の取扱いに必要な事項

2　荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示にかえることができます。

（貨物等の運送引受）

第九条　当店は、動物その他特殊な貨物の運送を引き受けたときは、荷送人は荷受人に対して次に掲げることを請求することができます。

一　当店において、集貨、積込みその他の作業を当店の指定する日時又は場所で行うこと。

二　当該貨物の運送に通常必要な時間を超えて当該貨物の運送に従事する当店の使用人を当該貨物に添乗させること。

（危険品についての特則）

第十条　荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、その旨及び当該貨物の危険を通知するために必要な情報を当店に通知しなければなりません。

2　当店は、前項の貨物について、荷送人が同項の規定による通知をしないとき、又は通知された情報が不正確であるときは、当該貨物の危険を知った場合を除き、その貨物の引渡しを拒むことがあります。

（運送の引受け）

第十一条　当店は、荷送人が運送に適する貨物の運送を申し込んだときは、法令に別段の定めがある場合を除き、運送を引き受けます。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の運送を引き受けないことがあります。

一　荷送人が運賃等に不足の場合には、その引渡先における同運賃、保管料又はこれに準ずる費用を支払わない荷送人

二　船舶、航空機、客車、貨車等の運送用具又はこれらの運送用具による運送に適しない貨物

三　法令の規定により運送をすることができない貨物

四　その性質、容積又は重量からみて、当店の運送設備又は運送用具による運送に適しない貨物

五　当店の運送設備又は運送用具による運送に適しない包装をしている貨物

六　危険品であって、第十条第二項の規定による荷送人の通知がないもの又は通知された情報が不正確であるもの

七　その他運送に関し特別の注意を要する貨物であって、その運送に関し特別の設備をしていないもの

3　当店は、前項の規定にかかわらず、運送の途中において荷送人又は荷受人の指定する者から貨物の引渡しの請求があったときは、その貨物の引渡しをすることがあります。

（運送の申込み）

第十二条　当店は、貨物の運送を申し込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

一　申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二　貨物の品名、品質、容積及び重量又は個数

三　集貨先及び配達先又は発送地及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

四　集貨及び配達先又は発送地及び荷受人の指定日時

五　運送の希望経路

六　運賃、料金等の額

七　荷造りの種類

八　前各号に掲げるもののほか、運送に関し必要な事項

2　前項の申込書は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電子情報処理組織等を使用する方法」という。）により当店の使用に係る電子計算機に記録することにより行うことができます。この場合において、当該申込書は、当該申込書に記録すべき事項を当店の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録したものとみなします。

3　前項の場合において、申込者は、当該申込書を提出したものとみなされる時までに、当該申込書に記載すべき事項を当店の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録したものとみなします。

（運送の引受け）

第十三条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があったときは、当該申込書の記載事項を審査し、運送の引受けをするかどうかを決定します。

2　当店は、前項の規定により運送の引受けをすることを決定したときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

一　集貨先及び配達先又は発送及び荷着の予定日時

二　運賃、料金等の額

3　当店は、特別な手配を要する利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別途見積もった手数料を収受します。

4　第一項の通知を行わなかった運送について、当店の責により利用運送を行う場合があります。この場合において、利用運送に係る手数料は収受しません。

第三節　積付け

（積付け）

第十八条　貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。

2　シャーシ、ロールボックスパレットその他の運送用具は、運送貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第四節　貨物の受取及び引渡し

（受取及び引渡しの拒否）

第十九条　当店は、運送申込書に記載された集荷先又は発送地において荷送人又は荷受人の指定する者から貨物を受け取り、運送申込書に記載された配達先又は荷受地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

（管理者等に対する引渡し）

第二十条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとします。

一　荷受人が引渡先において受領を拒んだ場合　荷送人

二　荷受人が引渡先に不在の場合又は荷受人の指定した者が貨物の引渡しを拒んだ場合　荷送人又は荷受人の指定する者

三　船舶、客車、貨車等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

（留置権の行使）

第二十一条　当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けるまでは、当該貨物の引渡しをしません。

2　荷送人である荷受人が、その者のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等の全部又は一部を支払うべき日までに支払をしないときは、当店は、その支払を受けるまで当該荷受人に対する貨物について留置権を行使することがあります。

（指図の変更等）

第二十二条　当店は、荷送人が、貨物の受取を拒絶し、荷送人に対し、相当の期間を定めた貨物の処分の指図をすべきことを通知したときは、その指図をすることがあります。

2　当店は、荷受人が、貨物の受取を拒否し、又はその他の理由により、その受取ることができない場合には、荷送人に対し、当該貨物について、相当の期間を定めて、その処分の指図をすべきことを通知することがあります。

3　当店は、前項の荷受人が、貨物の受取を拒否し、又はその他の理由により、その受取ることができない場合には、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その処分の指図をすべきことを通知することがあります。

4　前二項の場合において、荷送人又は荷受人が、当店の通知した期間内に指図をしないときは、当店は、荷送人又は荷受人の費用で貨物を公の倉庫に預けることができます。

（引渡先等の変更）

第二十三条　当店は、荷送人が、貨物の引渡しの請求があったときは、荷受人の費用で、その貨物の引渡先又は荷受人を変更することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の引渡先又は荷受人を変更したときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（引渡不能貨物の処分）

第二十四条　当店は、貨物が、滅失、き損その他の事由により引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

2　当店は、前項の貨物について、荷送人が、その引渡しを請求しないとき、又は荷送人に対し相当の期間を定めてその引渡しを催告した場合において、その期間内に引渡しの請求がないときは、その貨物を公の倉庫に預けることができます。

3　当店は、前項の規定により貨物を公の倉庫に預けたときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当店は、荷送人が、第一項の通知を受けた日から三十日以内に貨物の引渡しの請求をしないときは、その貨物を競売に付することができます。

5　当店は、荷送人が、第一項の通知を受けた日から三十日以内に貨物の引渡しの請求をしないときは、その貨物を処分することができます。

6　当店は、前二項の規定により貨物を競売に付し、又は処分したときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

7　当店は、第一項の通知を受けた日から三十日以内に貨物の引渡しの請求をしないときは、その貨物について、荷送人に対する運賃、料金等の債権の弁済に充てることができます。

8　当店は、前項の規定により貨物を競売に付し、又は処分したときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

9　当店は、第七項の規定により貨物について荷送人に対する運賃、料金等の債権の弁済に充てたときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（荷受人の引渡しの拒絶）

第二十五条　当店は、荷受人が、貨物の引渡しの請求があったときは、荷受人に対し、その貨物について、運賃、料金等の支払を請求することがあります。

2　当店は、荷受人が、前項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当店は、荷受人が、第一項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

4　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

5　当店は、荷送人が、第三項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

6　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

7　当店は、荷送人が、第五項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

8　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

9　当店は、荷送人が、第七項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

10　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

11　当店は、荷送人が、第九項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

12　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

13　当店は、荷送人が、第十一項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

14　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

15　当店は、荷送人が、第十三項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

16　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

17　当店は、荷送人が、第十五項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

18　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

19　当店は、荷送人が、第十七項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

20　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

21　当店は、荷送人が、第十九項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

22　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

23　当店は、荷送人が、第二十一項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

24　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

25　当店は、荷送人が、第二十三項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

26　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

27　当店は、荷送人が、第二十五項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

28　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

29　当店は、荷送人が、第二十七項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

30　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

31　当店は、荷送人が、第二十九項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

32　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

33　当店は、荷送人が、第三十一項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

34　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

35　当店は、荷送人が、第三十三項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

36　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

37　当店は、荷送人が、第三十五項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

38　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

39　当店は、荷送人が、第三十七項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

40　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

41　当店は、荷送人が、第三十九項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

42　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

43　当店は、荷送人が、第四十一項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

44　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

45　当店は、荷送人が、第四十三項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

46　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

47　当店は、荷送人が、第四十五項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

48　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

49　当店は、荷送人が、第四十七項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

50　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

51　当店は、荷送人が、第四十九項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

52　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

53　当店は、荷送人が、第五十一項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

54　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

55　当店は、荷送人が、第五十三項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

56　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

57　当店は、荷送人が、第五十五項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

58　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

59　当店は、荷送人が、第五十七項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

60　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

61　当店は、荷送人が、第五十九項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

62　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

63　当店は、荷送人が、第六十一項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

64　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

65　当店は、荷送人が、第六十三項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

66　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

67　当店は、荷送人が、第六十五項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

68　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

69　当店は、荷送人が、第六十七項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

70　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

71　当店は、荷送人が、第六十九項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

72　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

73　当店は、荷送人が、第七十一項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

74　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

75　当店は、荷送人が、第七十三項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

76　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

77　当店は、荷送人が、第七十五項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

78　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

79　当店は、荷送人が、第七十七項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

80　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

81　当店は、荷送人が、第七十九項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

82　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

83　当店は、荷送人が、第八十一項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

84　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

85　当店は、荷送人が、第八十三項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

86　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

87　当店は、荷送人が、第八十五項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

88　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

89　当店は、荷送人が、第八十七項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

90　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

91　当店は、荷送人が、第八十九項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

92　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

93　当店は、荷送人が、第九十一項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

94　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

95　当店は、荷送人が、第九十三項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

96　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

97　当店は、荷送人が、第九十五項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

98　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

99　当店は、荷送人が、第九十七項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

100　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

101　当店は、荷送人が、第九十九項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

102　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

103　当店は、荷送人が、第百一項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

104　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

105　当店は、荷送人が、第百三項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

106　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

107　当店は、荷送人が、第百五項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

108　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

109　当店は、荷送人が、第百七項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

110　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

111　当店は、荷送人が、第百九項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

112　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

113　当店は、荷送人が、第百十一項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

114　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

115　当店は、荷送人が、第百十三項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

116　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

117　当店は、荷送人が、第百十五項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

118　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

119　当店は、荷送人が、第百十七項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

120　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

121　当店は、荷送人が、第百十九項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

122　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

123　当店は、荷送人が、第百二十一項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

124　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

125　当店は、荷送人が、第百二十三項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

126　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

127　当店は、荷送人が、第百二十五項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

128　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

129　当店は、荷送人が、第百二十七項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

130　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

131　当店は、荷送人が、第百二十九項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

132　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

133　当店は、荷送人が、第百三十一項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

134　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

135　当店は、荷送人が、第百三十三項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

136　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

137　当店は、荷送人が、第百三十五項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

138　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

139　当店は、荷送人が、第百三十七項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

140　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

141　当店は、荷送人が、第百三十九項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

142　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

143　当店は、荷送人が、第百四十一項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

144　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

145　当店は、荷送人が、第百四十三項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

146　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

147　当店は、荷送人が、第百四十五項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

148　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

149　当店は、荷送人が、第百四十七項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

150　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

151　当店は、荷送人が、第百四十九項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

152　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

153　当店は、荷送人が、第百五十一項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

154　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

155　当店は、荷送人が、第百五十三項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

156　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

157　当店は、荷送人が、第百五十五項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

158　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

159　当店は、荷送人が、第百五十七項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

160　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

161　当店は、荷送人が、第百五十九項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

162　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

163　当店は、荷送人が、第百六十一項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

164　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

165　当店は、荷送人が、第百六十三項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

166　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

167　当店は、荷送人が、第百六十五項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

168　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

169　当店は、荷送人が、第百六十七項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

170　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

171　当店は、荷送人が、第百六十九項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

172　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

173　当店は、荷送人が、第百七十一項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

174　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

175　当店は、荷送人が、第百七十三項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

176　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

177　当店は、荷送人が、第百七十五項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

178　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

179　当店は、荷送人が、第百七十七項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

180　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

181　当店は、荷送人が、第百七十九項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

182　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

183　当店は、荷送人が、第百八十一項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

184　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

185　当店は、荷送人が、第百八十三項の規定による請求に応じないときは、荷送人に対し、その貨物について、荷送人の費用で、その貨物の引渡しをすることがあります。

186　当店は、荷送人が、前項の規定により貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。